

# 「どこにいても誰かにつながっている」 学校に登校していない子どもを支援します

近年、不登校の児童・生徒が全国的に増加しています。

このような現状を受け、全ての子どもがそれぞれの状況に応じた学びができるよう、平成28年に「教育機会確保法」が公布されました。

県内では約5千人(令和3年度)の小・中学生が不登校となっています。

学校に行けなくなることは、どの子どもにも起こり得ることです。社会全体で不登校に対する理解を深めていくことが大切です。

## 法律の基本理念

- 全ての子どもが安心して学べる学校環境の整備
- 子ども一人一人の状況に応じた支援
- 夜間中学などの設置の促進
- 国や地方公共団体とフリースクールなどの民間団体との密接な連携など



学校に登校しないことは悪いこと  
と思いませんか？

不登校は問題行動ではありません

登校しない理由はさまざまであり、誰も那不登校になる可能性があります。子どもの意思を尊重し、支援をすることが大切です。

学校に登校することだけが

目標ではありません

将来を見通し、社会的な自立を目指すことが重要です。

多様な学びの機会を

確保する必要があります

学校外の施設や自宅での学習など、一人一人の子どもの状況に応じた多様な学びの機会を用意することが大切です。

県は、「どこにいても誰かにつながっている」をコンセプトに、登校していない子どもを支援しています。

## 「どこにいても誰かにつながっている」子どもへの支援

### 学校の外では…

学校外の居場所として、市町村に教育支援センター(みやぎ子どもの心のケアハウス)が設置されています



- 一人一人の思いや願いを大切にしながら、通所や家庭訪問などを通じて、社会的自立に向けた支援や学習支援などを行っています。保護者の方も、お住まいの地域でお気軽にご相談ください。
- フリースクールなどの民間団体との連携も促進しています。

「学校以外で学ぶ子どもを支援するための連携に関するガイドライン」を策定しました。詳しくはこちらをご覧ください。



### 学校の中では…

「魅力ある、行きたくなる学校づくり」を進めています



- 学ぶ楽しさや意欲を育む授業、互いに認め合う学級づくり、学校行事や特別活動などの体験活動を通したより良い人間関係づくりなどの取り組みにより、全ての子どもにとって「楽しい」と感じる学校づくりを進めています。

「学び支援教室」の設置、別室支援員の派遣を行っています

- 登校することや教室で学習することに不安を感じている子どもが、安心して学習し、生活できる環境を整備し、支援しています。

